

「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定計画素案について

令和3年3月に策定した「第8期かながわ高齢者保健福祉計画」について、計画期間を3年（令和3年度～令和5年度）としているため、改定するので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」（以下、「基本指針（案）」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針を踏まえ、また、当事者目線に立った高齢者福祉を推進するため、市町村老人福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図りながら、令和6年度を初年度とする改定計画を策定する。

イ 計画の位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体化したものとする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し、3年間で推進する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合性を図りつつ、市町村による取組を、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
- ・ 県が策定した関連計画等との調和を維持する。

ウ 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

（団塊の世代が75歳以上となる2025年（計画期間中）、さらに高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた計画とする。）

エ 対象区域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

基本指針（案）を踏まえ、次の事項をポイントに改定する。

ア ともに生きる社会の実現

地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことにより、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる、ともに生きる社会の実現を目指す。

イ 当事者目線の高齢者福祉の推進

介護や支援が必要な高齢者や認知症の人、それを支える介護従事者やケアラー（家族支援者）など、多岐にわたる当事者それぞれの目線に立った高齢者福祉を推進する。

ウ 認知症基本法の施行を見据えた施策の展開

令和5年通常国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を展開する。

認知症の人及び家族等の意見を聴きながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の理解促進や認知症未病改善など、認知症施策を総合的かつ計画的に進める。

エ ケアラーへの支援

ヤングケアラーを含むケアラーの負担軽減を図るため、ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりを促進する。

オ 介護人材の確保

介護人材を確保するため、処遇の改善、職場環境の改善による離職防止などの取組を総合的に実施する。

カ 科学的介護の推進

介護事業所へのロボット・ICT導入や、データに基づいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図る。

(3) 改定計画素案

資料2-2のとおり

(4) 今後のスケジュール

- | | |
|--------------------|--|
| 令和5年11月 | かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において改定計画素案を審議 |
| 12月 | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告 |
| 令和5年12月
～令和6年1月 | 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施 |
| 令和6年2月 | かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において改定計画案を審議
第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 |
| 3月 | 神奈川県社会福祉審議会において改定計画案を審議
国基本指針告示
計画の改定 |